

在インド日系企業向け企業コンプライアンス年間行事表 (2015~16インド会計年度)

コンプライアンス	Details	期限	対象				非コンプライアンス時に発生し得る刑事処分
			インド企業/ 日本企業の 子会社	連絡事務所 (LO)/ 代表事務所	支店(BO)	プロジェクト オフィス(PO)	
決算および監査の完了	2015~16インド会計年度は、会社ごとに決算します。決算後に必要となる監査では、年次財務諸表がインド勤許会計士協会(ICAI)が発行する会計基準に適用するか否かについて、法定監査役の意見を反映した報告書を作成します。	30 Sep 2016	√	√	√	√	適切な会計処理を怠った場合、所得税法に従って、2万5,000ルピーの罰金が科せられます。  決算または監査の未完に伴う年次総会開催 時期の-逸脱の場合、会社法に基づき以下の罰金となります: 1回あたり5万ルピーに加え、不履行期間中1日2,500ルピー
法人税申告/納税監査	2015~16年度の収入の報告、所得税申告の準備と税務当局への提出。年間総収入/売上高が、規定の限界金額(専門職の場合250万ルピー、または事業の場合1,000万ルピー)を超えた場合、インド公認会計士事務所より別途、税務監査報告書を取得する必要があります。						所得の隠蔽や不正確な収入細目の粉飾: 脱税を試みた金額分の最大3倍の税金
	a) 移転価格法適用箇所	30 Nov 2016	√		√	√	会計監査不履行: 売上高の0.5%、または15万ルピー、いずれか小さい方の金額
	b) 移転価格法非適用箇所	30 Sep 2016	√		√	√	2017年3月31日までの確定申告の提出不履行: 5,000ルピー
Form 49Cの年次報告(LOのみ)	LOは、2015~16会計年度の活動を、Form 49Cでインドの税務当局に報告する必要があります。Form 49Cの目的は、BO/会社の所得税申告と類似しています。	30 May 2016		√			Form 49C導入の歴史は浅く、過去5年程度です。このため、Form 49Cの提出不履行があったところで、法的に定められた具体的な刑事処分はありません。
移転価格(関連する企業との取引)	納税者は、国際取引/関連企業との間での指定された国内取引にて定めている価格が、独自の裁量であることを補完する、指定された文書を記録することが求められます。						
	a) Form 3CEBIによる公認会計士報告書の提出は、国際取引/関連企業との指定された国内取引の報告を目的とします。	30 Nov 2016	√	√	√	√	Form 3CEBの提出不履行: 10万ルピー
	b) 詳細な移転価格報告書の取得(関連する企業との取引の価値が一定の限界を超えている場合にのみ法的に適用;ただし実際には、取引価値が限界未満である場合でも、独立した企業間価格合意に到達した経緯を文書化するため、年度中に実施される取引に応じて必要となる場合があります。)	30 Nov 2016	√	√	√	√	文書の管理や取引の報告の不履行、または不正な情報の提出: 取引額の2%
RBI還付(外国投資を行っている会社)	2015~16年度における年間資産および負債報告書のRBIへの申告。会社の会計が7月15日までに監査されていない場合、報告書は未監査の結果に基づき提出します。監査後に何らかの改訂があった場合は、改定後の-監査済み会計報告書を、2016年9月末までに提出します。	15 Jul 2016	√				
年間活動証明書(LO/BO/PO)	「LO/BO/POは、当該年間における活動が、RBIの取引条件に従っていることを証明する年間活動証明書(AAC)を、監査人から取得する必要があります。こうして(監査済財務と共に)取得したAACは、法定当局(RBI/所得税事務所/警察局長)に提出しなければなりません。」	30 Sep 2016		√	√	√	RBI規制違反に対する罰則/外国為替管理法: 1回あたり20万ルピー、加えて 違反期間1日あたり5,000ルピー
警察への報告(LO/BO/PO用)	当該年間におけるインドBO/LO/POおよびその活動に関する一定の-情報は、所定の様式でRBIおよび警察局長に報告しなければなりません	30 Sep 2016		√	√	√	
会社法	Form FC-3: LO/BO/POは会社登記書とともにForm FC-3を提出し、2015~16会計年度における、会計、親会社の連結財務、およびインドでの操業地一覧を報告しなければなりません。	30 Sep 2016		√	√	√	1回あたり10万~30万ルピー、加えて不履行期間中1日あたり5万ルピー
	Form AOC-4の会社登記書と合わせた提出(貸借対照表と損益計算書を含む年次報告書)年次総会の30日以内	の30日以内 年次総会	√				不履行期間1日あたり1,000ルピー、最大100万ルピー
	Form MGT-7の会社登記書と合わせた提出(年次報告書)	の60日以内 年次総会	√				1回あたり5万~50万ルピー

注: 本行事表では監査、税務および規制要件に関する主な年次コンプライアンス日付に限っており、状況や活動に伴う日付は含めていません。行事表に記載された期日は、既存の法律の規定に基づいています。2015~16会計年度の締め日は、2016年3月31日を想定しています。行事表では、一般的な性質の情報を提供しており、いかなる局面においても、専門家の助言を代弁するものではありません。



Manan Agarwal  
Managing Partner  
KrayMan Consultants LLP  
1170A, 11th floor, Tower B1, Spaze i-Tech Park, Sector-49, Sohna Road, Gurgaon, Haryana - 122001, India M +91 99716 98268 | T +91 124 4309418  
E: manan.agarwal@krayman.com | W www.krayman.com